

「総合的な学習の時間」における「探究課題」の設定に向けたアプローチ

Approach to 「Inquiry Task」 of 「The Period for Integrated Studies」

小池 幸
MIYUKI KOIKE

1 「総合的な学習の時間」の未来展望

日進月歩のテクノロジーは、これまでの人間（Human）中心の思考過程を大きく転換していくのではないか（むしろ、「いく」という断定表現が優位である）、という議論をもたらしている。知識基盤社会の重要性や必要性は勿論であるが、このことを押さえつつ、その活用、さらに、もたらされる幸福と弊害についてもまた、両者の同時分析が求められる。そして、これらの対応から、フィードバックとフィードフォワードを繰り返し、未来創造に歩を進めていかななくてはならない現状がある。

このような状況に於いて、「総合的な学習の時間」の特質である「探究課題」と「探究学習」に裏打ちされた教育活動の展開は、テクノロジーの進化のみに焦点化しがちな無機質な議論に対して、人間の存在意義の視点から極めて現実的に作用する、有機的な学習として益々重要視されてくることは明白であり、むしろ、様々な視点から臨機応変に対応できる教育活動からも、必然的にとらえる。「総合的な学習の時間」の成否が、次代を担う生徒の育成に深く大きく寄与すると表現しても過言では無いものにとらえる。

「総合的な学習の時間」が未来を創る。この視点で、以下に研究を進める。

2 新しい学習指導要領の全面实施を控えて

本年度(令和2年度)より新学習指導要領の全面实施が小学校からスタートした。中学校では、新年度(令和3年度)よりスタートする。この中で注目すべきは、全教育活動を通した、さらに充実した総合的・横断的な取組であり、言い換えれば、どの教科等も、それぞれの特質を生かしながら、それぞれの科目等がつながりを意識し、往還の関係を構築し、相乗効果を図る点にある、言わば、科目等の大同団結である。これまでそれぞれの科目・活動等が、自分のエリアに固執しがちであったのに対し、新学習指導

要領では、その殻を破り、さらに厚みのある教育活動の実践が求められているのである。

その中であって、「総合的な学習の時間」は、教科等の学習の成果や課題を特別活動と並び、さらに往還の關係に於いて増幅する、中継地点の役割を担っていると言えよう。この往還の關係がスパイラルな上昇曲線を描き、新学習指導要領の趣旨を具体化し、生徒一人一人の知・徳・体の総合体である「人格の完成」に結びついていくのである。「総合的な学習の時間」の意義や重要性が指摘されるのも当然の帰結となる。

3 免許法の改正

目を教員養成のカリキュラムに転じれば、教員免許法等の改正で、新たに「総合的な学習の時間」についての履修が義務付けられた。このことは、極めて画期的であり、大いに期待されるところであるが、この事実は、残念ながら大学の教職課程の關係者・履修学生の域に留まっているという矛盾に直面する。

「総合的な学習の時間」は、平成10年の学習指導要領の改定で、小学校3年生以上高等学校まで必修の科目として位置付けられた（法律に基付いた教育課程）。指導法等の様々な研究は、まだスタートを切ったばかりであり、大きな方向性としては確立されていないのが現状である。

「総合的な学習の時間」が教員養成のカリキュラムに組み入れられた必要と重要性を、広く学校現場に周知し、双方向で充実の方策を具体化しなければならない。改善策の一つを挙げれば、例えば、教職課程が設置されている大学住所地の市町村等の教育委員会に働きかけ、教員養成の状況を丁寧に伝えることも考えられよう。また、小・中・高等学校からの大学見学における授業参加も大いに期待できる。

4 教員養成（教職課程）における「総合的な学習の時間」の位置付け

詳細は調査していないが、日本全国の大学に於いて教職課程を位置付けている大学における「総合的な学習の時間」の設定は、2単位として独立させている状況は極めて少ない。ほとんどの大学が、他の免許必修科目とワンセットである場合が主流である。

前述したが、学校現場の教員は、「総合的な学習の時間」の履修が必修科目として組み入れられたことをほとんど把握していない。これまで同様、

「総合的な学習の時間」への意識向上に結びついていないのも現実ととらえる。

教職課程における「総合的な学習の時間」の授業コマ数は、組み合わせの科目との調整はあるが、数コマが現状であり、私が受け持つ授業もこの状況に準じている。それ故、この貴重な数コマを如何に焦点化し、履修学生に定着させるかは、各教員の創意工夫に委ねられている。そして、特に留意すべきは、初任者研修はあるにせよ、実際の授業場面での指導力を身に付けさせることである。「大学で学んだことは現場では通用しない」と揶揄される現状から、中・高等学校に於いては、自分の免許科目外の「総合的な学習の時間」でも、適切な指導力を育成しなければならない。

5 中・高等学校における「総合的な学習の時間」の現状と課題

次項でも触れるが、中・高等学校における「総合的な学習の時間」の指導は、原則担任である。また、道徳（高等学校には無い）・学級活動（「特別活動」の一内容）も然りである。このことは、履修学生に明確に定着していることは少なく、特に、教職・教師論や教育課程論を事前・並行して履修していないとより厳しい。「総合的な学習の時間」の指導の展開は、まずこの意識改革にあることに留意しておく必要がある。何故ならば、現在、中・高等学校で指導している教員は、誰も「総合的な学習の時間」の指導法を、大学の教職課程で学んできていないからである。

さて、中・高等学校、これ以下は中学校における現状を記すが、次のことが挙げられる。

- ① 授業時数は、1年生年間50時間、2年生年間70時間、3年生70時間であり、実施率は学校によりばらつきがあるが、規定時数をクリアしている学校がほとんどである。
- ② 指導教員は、原則学年全員、担任をしていない教員も当たる。人選は、各学校で行う。
- ③ 学年一緒の時間帯に授業を行うことが多い。
- ④ 単元や配当時間は、年間の計画で年度当初に決定していることが多いが、状況によって、生徒の興味・関心に基づく単元も設定されている場合もある。
- ⑤ 教員自身の免許教科で無いため、指導法等が確率されていないこともある。

次に、課題である。

- ① 現状⑤とオーバーラップするが、「探究課題」や「探究学習」の指導方法等の共通理解が不足している。また、実践意欲にも教師間格差が大きい。
- ② 所有免許外の科目のため、授業展開の意欲にばらつきが見られる。
- ③ 「探究課題」「探究課題」における、基本的理解がうまくなされていない。
- ④ 「探究課題」への、生徒の食いつきが弱い場面が見られ、学習に充実感や満足感が得られないこともある。
- ⑤ 授業時間を、他の科目への振替としてしまうこともある。

以上、現状・課題も抜粋であるが、やはり、教員一人一人の「総合的な学習の時間」への認識にばらつきが有り、指導格差が生じていることは否めない。それ故、各学校では、生徒の成長に重大な影響を与える、「総合的な学習の時間」の丁寧な扱いが求められる。

6 「探究課題」の理解と設定に向けた授業の取組

担当する「総合的な学習の時間」の指導法は、特別活動の指導法とワンセットであり、「総合的な学習の時間」の指導法に配当した授業時間は、5コマである。

(1) 「総合的な学習の時間」に係る学生の現状

今年度の履修学生は、前後期で約60名であり、全員が1年生である。コロナ禍において、全てリモートライブ授業という、私にとっても学生にとっても始めの経験であった。さらに、1年を通して、ほんの何回かの登学で、また、制約された現状の中で、どのように「総合的な学習の時間」について学ばせるか、腐心したが、5回というコマ数を考えれば、かなり焦点化する必要があるととらえたのは自明である。

また、つい、3月までは、まだ高校生だった学生が、いきなり「教員免許取得」「教育実習」という教職課程に身をおいたことは、おそらく、「ここはどこ?」「私は誰?」という心境であったに違いない。

(2) 学校の教育活動の把握から「探究課題」把握のための「自分ノート」の作成に向けて（資料1～資料4参照）

履修学生の置かれている現状から、予想される全ての配慮事項に留意しながら授業実践を目指した。その中核は、

- ① 学生の小・中・高等学校時代の、「総合的な学習の時間」に係る経験値

の呼び起こし

②教育課程のアウトラインの理解

③「総合的な学習の時間」の「探究課題」と「探究学習」の理解

④「探究課題」の掘り起こしのための「自分ノート」の作成

である。

①に於いては、「総合的な学習の時間」に係る経験値の掘り起こしである。これは、学生一人一人に質問紙を送付し、記述式で回答を確認した。これまでの、学校現場での教員経験からある程度はつかんでいたものの、経験値の振れ幅はかなりの差があった。学生の中には、高等学校時代、「総合的な学習の時間」は経験しなかった、という信じられない指摘までであった。また、小・中・高等学校時代に於いて、一番熱心に行った校種は、小学校という回答が多かった。詳述は省くが、中・高等学校は、自分の免許科目以外の大変さや、進路就職という喫緊の状況も多く作用しているものと推測できる。ここでの押さえは、自分が受け持つ生徒に、貴重な「総合的な学習の時間」の学習の力を、是非身に付けさせていこう、というとらえになり、教師の責務とした共通理解した。

②に於いては、全員に資料1を提示し、中学校における教育活動の3つのカテゴリーを共通理解するものである。(授業資料は全てオンデマンド配信で対応)学生にとっては、意識としてどの教育活動も必須とらえており、このような構成になっていることに驚きを感じ、さらに、「総合的な学習の時間」が、カテゴリーAである学習の一つであることに、重要性を痛感した。前述した「総合的な学習の時間」の未実施は、いわゆる法令違反ということをとらえ、未実施が引き起こす生徒への不利益の発生について、各自が戒めた瞬間でもあった。

また、資料2では、カテゴリーAに属する、小・中・高等学校の一覧表である。この表から学生は、国語や数学のように、全ての校種にわたって履修しなくてはならない重要な科目であることを再認識した。と共に、道徳(高等学校での履修は無い)、「総合的な学習の時間」、特別活動の3つの科目は、原則担任が教えなければならないことに、驚きと自覚を新たにした。

さらに、1年間の履修時数について、資料3から、「総合的な学習の時間」が、全年学複数コマある学習で有り、重要な科目としても認識を新たにした。

③に於いては、「総合的な学習の時間」の概要理解である。学生は、文

部科学省が発行している『中学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編』を授業教科書として保持しているが、この読み込みはかなりの時間を要する。学生からの感想等を基にまとめ上げたのが、「総合的な学習の時間」の中核は、「探究課題」を基にした「探究学習」の展開にあることに帰結するというとらえで共通理解した。今までの人生経験も踏まえ、この特に「探究課題」についてはなかなか意識化できなかったが、この解決策として、次項で述べる「自分ノート」の提案に具体化した。

④に於いては、「自分ノート」の作成である。「総合的な学習の時間」に於いては、「探究課題」無しには学習は展開できない。また、この「探究課題」への理解が深いほど、学習はより主体的に展開する。この「探究課題」設定に向けた準備段階として取り組んだものが「自分ノート」である。

「自分ノート」は、授業時にその概要を説明し、学生各自が日々の生活の中で自分の興味・関心に基づき作成していく。どのような内容構成にするかは各自に一任されるが、基本的な押さえどころは全体で確認しておく。例えば、ノートの使用は全員共通とする、調べ方やまとめ方は写真や表、グラフ、動画等の貼り付け可、参考文献等の引用可などといったことは、「総合的な学習の時間」の「探究課題」解決過程である、4つの押さえどころを焦点化したものとして把握させた。それは、課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現である。そして、この取組は第1回目の授業から特別活動の授業はあるものの、最終回の授業まで実践の確認を継続した。確認は全てパソコン画面上での会話であったが、学生一人一人とより相対の関係や、質問者の内容を自主的な参加で確認しようとする学生の機会ともなった。最終的な提出は、取り組んだ「自分ノート」の内容を、写真に撮り、送付する方法を指定した。全員が、自分の興味・関心につながる内容であったので、充実した「自分ノート」の作成につながり、「探究課題」として、長時間にわたる取組の「探究学習」の全体像を把握することができた。

(3) 実践のまとめ

本来ならばグループディスカッションや大学周辺のフィールドワーク等も織り込んだ「探究課題」の設定の理解を進めることを予定していたが、「自分ノート」に特化し進められたことは、新たな視点として特筆できる。肝心なことは、履修学生が本授業を修了しても、この後の大学生活で自分課題の探求を継続できるかである。本番の、まずは教育実習につなげたい。

資料1 【中学校における教育活動】(例)

学校における教育活動の包括的理解 (参照：中学校における教育活動)	
学校における全ての教育活動	
A (教育課程によるもの)	
義務教育の中学校において、 <u>必ず実施</u> されなければならない教科等 ○学校教育法施行規則第72条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下「各教科」という。） 特別な教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。	
教科書有り ○国語 ○社会 ○数学 ○理科 ○音楽 ○美術 ○保健体育 ○技術・家庭 ○外国語（英語他） ○道徳	教科書無し ○総合的な学習の時間 ○特別活動
B (Aの教育課程を充実補完するもの)	
義務教育の中学校において、どの学校も取り組むことが <u>求められる</u> 教育活動 ○○教育、○○指導と称されることが多い	
<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育 ・安全教育 ・国際理解教育 ・学校図書館教育 ・キャリア教育 ・金銭教育 ・生徒指導 ・進路指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 ・情報教育 ・男女平等教育 ・環境教育 ・主権者教育 ・教育相談 ・食育指導 <p style="text-align: right;">など</p>
C (各学校が法令等に反しない範囲において独自に設定できる活動)	
<u>その学校の校長先生が決定できる。</u>	
<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動 ・家庭訪問 ・夏休み、学校プールを使用した水泳指導 ・夏休みの補習授業 ・朝の教職員による登校指導 ・部活動 ・民間団体等が主催するコンクール等への参加 ・緑化活動や地域清掃（特別活動の学校行事、(5)の勤労生産・奉仕の行事として扱う学校もある） <p style="text-align: right;">など</p>	

資料2 【中学校における「総合的な学習の時間」の授業科目としての位置付け】

義務教育		義務教育外
小学校 ○令和2年度より実施	中学校 ○令和3年度より実施	高等学校 ○令和4年度より実施
<p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語（全学年） 第2節 社会（3年以上） 第3節 算数（全学年） 第4節 理科（3年以上） 第5節 生活（1・2年） 第6節 音楽（全学年） 第7節 図画工作（全学年） 第8節 家庭（5・6年） 第9節 体育（全学年） 第10節 外国語（5・6年）</p> <p>※ 学習指導要領の改訂により、外国語は、令和2年度より新教科となる。英語という規定はないが、ほとんど英語を導入するものと予想される。</p>	<p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語 第2節 社会 第3節 数学 第4節 理科 第5節 音楽 第6節 美術 第7節 保健体育 第8節 技術・家庭 第9節 外国語</p> <p>※ 新たな科目の設置はない。</p>	<p>第2章 各学科に共通する各教科</p> <p>第1節 国語 第2節 地理歴史 第3節 公民 第4節 数学 第5節 理科 第6節 保健体育 第7節 芸術 第8節 外国語 第9節 家庭 第10節 情報 第11節 理数</p> <p>※ 学習指導要領の改訂により、第11節理数は、令和4年度より新教科となる。</p>
		<p>第3章 主として専門学科において開設される各教科</p> <p>第1節 農業 第2節 工業 第3節 商業 第4節 水産 第5節 家庭 第6節 看護 第7節 情報</p> <p>第8節 福祉 第9節 理数 第10節 体育 第11節 音楽 第12節 美術 第13節 英語</p>
<p>第3章 特別の教科 道徳（全学年）</p> <p>※ 今までは副読本扱いであったが、検定教科書を使用</p>	<p>第3章 特別の教科 道徳（全学年）</p> <p>※ 教科書について、小学校に準じる。</p>	
<p>第4章 外国語活動（3・4年）</p> <p>※ 学習指導要領の改訂により、改訂前は5・6年の履修科目であったが、令和2年度より新たな履修科目として設置される。</p>		
<p>第5章 総合的な学習の時間（3年以上）</p>	<p>第4章 総合的な学習の時間（全学年）</p>	<p>第4章 総合的な探究の時間（全学年）</p>
<p>第6章 特別活動（全学年）</p> <p>※ 授業として実施するのは、学級活動である。</p>	<p>第5章 特別活動（全学年）</p> <p>※ 授業について、小学校に準じる。</p>	<p>第5章 特別活動（全学年）</p> <p>※ 授業として実施するのは、LHR 活動である。</p>

資料3 【中学校の教育課程における標準授業時数と中学校2年時間割例】

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

中学校2年 時間割表(例)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
業前					
1時間目	国語①	英語②	数学②	理科③	英語④
2時間目	保体①	学活①	保体②	理科④	美術①
業間					
3時間目	英語①	技家①	国語③	数学③	保体③
4時間目	理科①	技家②	道徳①	国語④	社会③
昼休み					
5時間目	数学①	国語②	理科②	社会②	総合①
6時間目	職員会議	社会①	英語③	音楽①	総合②
放課後	部活動	部活動 定例生徒 委員会	部活無し 全員下校	部活動	部活動

科目 週あたり

国語	4
社会	3
数学	3
理科	4
音楽	1
美術	1
保体	3
技家	2
外国語	4
道徳	1
総合	2
特活	1
合計	29 時間

資料4 【総合的な学習の時間 「探究課題」】(例)

小学校	中学校	高等学校
<p>1 横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域に暮らす外国人とその他の人たちが大切にしている文化や価値観 (国際理解) ○情報化の進展とそれに伴う日常生活や社会の変化(情報) ○身近な自然環境とそこに起きている環境問題 (環境) <p>2 地域や学校の特色に応じた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織(町づくり) ○地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々 (伝統文化) ○商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会 (地域経済) ○防災のための安全な町づくりとその取組(防災) <p>3 児童の興味・関心に基づく課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実社会で働く人々の姿と自己の将来(キャリア) ○ものづくりの面白さや工夫と生活の発展 (ものづくり) ○生命現象の神秘や不思議さと、そのすばらしさ (生命) 	<p>1 横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域に暮らす外国人とその他の人たちが大切にしている文化や価値観 (国際理解) ○情報化の進展とそれに伴う日常生活や消費行動の変化(情報) ○地域の自然環境とそこに起きている環境問題 (環境) <p>2 地域や学校の特色に応じた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織(町づくり) ○地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々 (伝統文化) ○商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会 (地域経済) ○防災のための安全な町づくりとその取組(防災) <p>3 生徒の興味・関心に基づく課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ものづくりの面白さや工夫と生活の発展 (ものづくり) ○生命現象の神秘や不思議さと、そのすばらしさ (生命) <p>4 職業や自己の将来に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職業の選択と社会への貢献 (職業) ○働くことの意味や働く人の夢や願い (勤労) 	<p>1 横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人の生活者とその人たちの多様な価値観 (国際理解) ○情報化の進展とそれに伴う経済生活や消費行動の変化(情報) ○自然環境とそこに起きているグローバルな環境問題 (環境) <p>2 地域や学校の特色に応じた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活性化に向けた特色ある取組(町づくり) ○地域の伝統や文化とその継承に取り組む人々や組織 (伝統文化) ○商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会 (地域経済) ○安全な町づくりに向けた防災計画の策定(防災) <p>3 生徒の興味・関心に基づく課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化や流行の創造や表現(文化の創造) ○変化する社会と教育や保育の質的転換(教育・保育) ○生命の尊厳と医療や介護の現実 (生命・医療) <p>4 職業や自己の進路に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職業の選択と社会貢献及び自己実現 (職業) ○働くことの意味や価値と社会的責任 (勤労)

《参考文献》

- 中学校学習指導要領解説(平成29年告示)総合的な学習の時間編(文部科学省)